



「ぎふの地産地消フォーラム」のご案内

「岐阜県食と農を考える県民会議」では、県民一人一人が地産地消をより深く理解するために、下記要領にて「地産地消フォーラム」を開催します。参加ご希望の方は、商工会本支所に案内チラシ・参加申込書がありますのでご連絡ください。

○開催日時 平成24年2月10日(金) 13:00~16:00

○開催場所 ソフトピアジャパンセンター (大垣市)

○開催内容

【特別講演】13:00~14:25

演題1) 小規模ネットワークで実現する地産地消

講師 南 清貴氏

演題2) 直売所を核とした地産地消の取り組み

講師 内藤邦雄氏(ぎふ農業協同組合産直事業課長)

【テーマ別検討会/優良事例発表】14:40~16:00

○テーマ1 6次産業化の促進

- ・こだわりの酒米づくり
- ・農産物加工組織による地域振興の取り組み

○テーマ2 県産農産物の地元販売の促進

- ・中山間地の直売所の現状と取り組み

○テーマ3 学校給食への地場農産物の提供

- ・県産農産物の利用拡大の課題と方策
- ・瑞穂市産野菜の学校給食供給の取り組み

○お問合せ先 岐阜県農政部農産物流課内
「岐阜県食と農を考える県民会議」事務局
電話: (058)272-8418

みんなのコラム 7億5千万の夢

宝くじの一等当せん金の上限をこれまでの3億円から7億5千万円に引き上げるための関連法案が今通常国会に提出されたそうです。

宝くじの売り上げ回復策を検討してきた総務省の検討会が「高額当せん金を求める消費者が増えている」として、ジャンボ宝くじで現在100万倍までとなっている当せん金の最高倍率を引き上げるべきだとまとめた報告書を受けての法案提出です。

「高額当せん金を求める消費者」とはどんな人なのだろうかと考えてしまうのは、私だけでしょうか。サラリーマンの生涯賃金が退職金等も含めて2億~3億円といわれており、現在の宝くじの1等当せん金3億円ですら十分高額だと思うのですが・・・。

(財)日本宝くじ協会のアンケートでも「当せん確率は低いが一等賞金が高額」に魅力を感じるという人が約20%、「一等賞金は低い但当せん確率が高い」に魅力を感じる人が約60%という結果が出ています。

どちらにしても買わなければ当たらない宝くじ、皆さんは「7億5千万円の夢」買ってみますか? 【久】

**東日本大震災に係る義援金の取扱いについて
~義援金を拠出した個人の方の税務処理~**

個人の方が拠出した義援金は、所得税法上の指定寄附金に該当し、その年中において支払った指定寄附金の合計額について、寄附金控除の適用を受けることができます。

寄附金控除の適用を受けようとする方は、平成23年分の確定申告をしていただく必要があります。

なお、寄附金控除の額は次の算式によって計算しますが、確定申告において寄附金控除の適用を受ける際には領収書の添付(又は提示)が必要になります。

【寄附金控除の額の算式】

$$\text{寄附金控除額} = \left[\begin{array}{l} \text{その年中に支払った} \\ \text{「特定寄附金」の合計額} \end{array} \right] - 2,000 \text{円}$$

また、震災関連寄附金に該当するもののうち一定のもの(商工会への義援金は対象外です)については税額控除を選択することができます。詳しくは、国税庁HPをご覧ください。 <国税庁HP>

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/gienkin/toriatsukai.htm>

商工会へ義援金をお寄せ下さった方で、寄附金控除の適用を受けるための領収書が必要な方は商工会本支所へご連絡ください。

**インターネットを活用した農業の活性化セミナー
ネットde稼げ!じまんの農産物・加工品を全国へ!**

岐阜県では今後新たにインターネットを活用した農産物・加工品等を販売してみようと考えている農業者の皆様を対象に、最適なITサービスの選択方法、インターネットでの効果的な集客方法、既存セレクトモールを活用した販売等について理解を深めるセミナーを開催します。

○開催日時 平成24年2月21日(火) 13:30~16:45

○開催場所 テクノプラザ(各務原市テクノプラザ1-1)

○開催内容 ①インターネットを活用した販売のコツ
②インターネットショッピングモール出店店舗と連携した販売について
③個別相談会(希望者のみ)

○参加対象 インターネットで農産物・加工品等を販売している方、販売しようとしている方などなたでも参加できます。(定員40名・参加料無料)

○申込先 岐阜県 農産物流通課 地産地消担当

電話: 058-272-8418

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei-unei/kocho-koho/event-calendar/bosyu/nosan-ryutsu/nousemina.html>

【一口メモ】税務署より順次、個人の確定申告の用紙が送付されますが、昨年分をe-TAXや国税庁HPを利用して申告された方には送付されませんのでご注意ください。